

## 兵庫県 令和5年度 障害者委託訓練

&lt; 県(兵庫障害者職業能力開発校)が企業や団体などに実施を委託する職業訓練 &gt;

# 知識・技能習得訓練コース 募集要項

- ★ **知識・技能習得訓練コース** は、教室への通所による集合訓練です  
ただし一部オンデマンド形式の訓練科があります(中面「※1」印の訓練科)
- ★ 募集期間、訓練期間等は中面〔年間計画〕のとおりです

- **訓練期間** 1か月又は2か月(ひと月あたり80~100時間)
  - ・12時間の職業能力講座(裏面参照)を実施する訓練科では、月あたりの訓練時間数が100時間を超える場合があります
  - ・1日の訓練時間は、昼休憩(1時間)を除き5~6時間
  - ・土・日・祝は休校(一部の訓練科では水曜日も休校)
  - ・訓練期間中に「就職支援日」(ハローワークで就職相談をする日)を1日設けています
  - ・気象警報発令等により臨時休講となった場合、補講を実施します
- **受講対象者**
  - (a)~(e)のすべてに該当される方
  - (a) 以下のいずれかの障害をお持ちの方
    - ◆訓練科により対象障害が異なります(中面〔年間計画〕を参照)◆
    - ・身体障害 身体障害者手帳をお持ちの方
    - ・精神障害 精神障害者保健福祉手帳又は医師の診断書・意見書をお持ちの方
    - ・知的障害 療育手帳をお持ちの方、又は公的判定機関で知的障害と判定された方
    - ・発達障害 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、又は医師の診断書をお持ちの方
    - ・高次脳機能障害 精神障害者保健福祉手帳又は医師の診断書をお持ちの方
    - ・その他の障害 難病等により特定医療費(指定難病)受給者証又は医師の診断書・意見書をお持ちの方
  - (b) ハローワークに求職登録をしている方
  - (c) 職業訓練を受講することにより就労が見込まれる方
  - (d) 症状が安定していて身辺自立が可能である方
  - (e) 訓練修了後に当校が実施する就職状況調査への協力が可能な方
- **申込先** 居住地を管轄するハローワーク
- **応募書類**
  - (1) 知識・技能習得訓練コースの入校願書(ハローワークで配布)
  - (2) 障害者手帳のコピー
    - 障害者手帳がない場合は、“医師の診断書・意見書”、“特定医療費受給者証等”  
“公的判定機関の判定書”、いずれかのコピー
- **入校選考**
  - (1) 学科試験: 30分(一般常識等)
  - (2) 面接試験: 一人15分程度の個別面接
- **費用等**
  - (1) 受講料は無料ですが、教材費が必要な訓練科があります(中面〔年間計画〕を参照)
  - (2) 通所に要する交通費や昼食代は自己負担です
  - (3) 任意加入の「職業訓練生総合保険」をご案内しています
- **その他**
  - (1) 最少実施人数に満たない場合は、訓練を開講しない場合があります
  - (2) 詳しい内容等は、訓練科ごとに募集開始前に発行する「訓練生募集チラシ」をご覧いただきか、ハローワークまたは当校へお問い合わせください